

# 木曽川遊漁の手引き

(内共 23号)

## ◎入川についての注意

- 木曽川は急流で、水量が多いので、増水時には充分注意して下さい。
- 入漁禁止区域、立入禁止区域、危険区域には立入らないで下さい。
- 老人、子供、婦人は勿論のこと一人での遊漁はなるべくさけて下さい。
- 釣マナーを守り、私的釣場の設置は厳禁とします。
- 国、県、組合で定めた規則は必ず守って下さい。  
(ただし各組合ごとに漁法、漁期の変更がある事もありますので、御注意下さい。)
- 地先組合のルール、規則を必ず守って下さい。

●漁場の区域 岐阜県可児市今渡、今渡えん堤下流端から東海大橋上流端に至る木曽川本流及びその支流区域。ただし、可児川の区域をのぞく。

●遊漁料 年券 竿約 6,000円 11月1日以降半額

日券 鮎 1,500円 (現場売は1,000円増)

日券 雑魚 500円 (現場売は500円増)

(中学生以下、70才以上の者は雑魚は無料。中学生、心身障害者(身体障害者一障者程度3級以上又は、療育手帳障害程度A級の者)は、年券竿料を2分の1とする。)

網券 12,000円 (発行枚数750枚)

●網遊漁場所 犬山頭首工120m下流より東海大橋まで。(禁止区域を除く)

●網発行場所 愛北漁業協同組合、木曽川・長良川下流漁業協同組合

木曽川漁業協同組合各事務所

日本ライン漁業協同組合  
岐阜県美濃加茂市深田町2丁目3番29号 TEL:0505-0043 電話:0574/25-1501-FAX:27-5722  
愛北漁業協同組合  
愛知県大山郡大字大山平吉吉522番地の1地先 TEL:0564-0081 電話:0566/62-4710-FAX:62-4710  
木曽川下流漁業協同組合  
岐阜県可児郡笠原町伊城寺字川越1412の1 TEL:051-6205 電話:0505-388-1290-FAX:388-1290  
木曽川漁業協同組合  
愛知県一宮市北方町北方字松原82番地 TEL:052-8001 電話:0595-87-3222-FAX:87-3223

27.3.31

8月15日まで ガリ・ドボンコ・掛針 禁止

## ●遊漁制限のあらまし

漁業協同組合では、組合員の漁業権行使と、一般遊漁者の遊漁について、快適な漁場を提供するために必要な水産動物の繁殖保護と漁業調整上、県知事の認可をうけ、必要な制限をしますので、御了解下さい。なお、網漁の解禁は、組合が告示した日からです。

魚種	漁 具・漁 法	漁 場 区 域	期 間
あ	友釣掛針は2段以内 掛釣釣針は2本以内 毛針釣釣針は2本以内	漁場区域全域	6月解禁日から12月31まで
ゆ	今渡ダム堰堤より下流、右岸は加茂川合流点、左岸は可児市土田(標柱に表示)を結ぶ線までの間 ごろ引・持針・掛針は10本以内	上記以外全域の区域	全期間禁止
うこ なき うふ いな	鉤釣 毛針釣釣針は1本	漁場区域全域	1月1日から12月31日 ただし、うぐいは6月1日から翌年3月31日まで
あ お ま こ わ じ ら は き	鉤釣釣針は2本以内 毛針釣釣針は1仕掛け	漁場区域全域	あまごは2月1日から9月9日まで釣りによる。 おいかわ採捕は1月1日から12月31日 (おいかわ漁業は、竿釣以外は3月1日から11月30日まで)

日本ライン漁協区域は、8月31日までガリ・ドボンコ・掛針 禁止

## ◆遊漁中の注意事項

- 遊漁証は、遊漁申込必ず「年券は左腕」「日券は帽子」等について監視員、組合員が見やすいようにして下さい。遊漁証を上記のように着用していないと、トラブルの原因にもなります。無券の場合は、日券料金(現場割増雑魚500円、鮎1,000円加算)を徴収します。
- 年券を他人に貸した場合は年券を没収、以後の入漁を禁止します。
- 遊漁申込漁場監視員、組合員の要求があったときは直ちに遊漁証を提示して下さい。漁場監視員は、規則の執行について遊漁者に必要な指示をすることができますから、これに従って下さい。
- 遊漁中は充分な距離をとって遊漁し、他の遊漁者に迷惑をかけないようにしましょう。
- 木曽川本流及びその支流の区域は「川底をかきません」ということが禁止されていますので注意して下さい。
- 遊漁者は危険防止のため、舟等(ゴムボートを含む)を使用してはならない。
- あゆ漁のルアー・ガリのリール使用は、危険防止のため禁止します。
- 木曽川漁業団に示した危険箇所、禁漁区、保護水面には、指示を守って立入らないようにして下さい。
- 網漁の制限(全魚種)
- 投網 網の全長4m以下、網目の大きさ1.2cm以上  
さし網(ていな網を含む) 1統の全長10m以下、網目の大きさ2cm以上  
四ッ手網(たも網を含む) 1辺の網の長さ4m以下、網目の大きさ15cmにつき20節以下  
【注】1統のみとする。(2種類以上は使用してはならない)  
以上のほか、国・県の法規、組合の規則を守って下さい。
- (1)~(10)までの事項に違反しますと遊漁の停止や、以後の遊漁をおこなうことがありますから注意して下さい。(この場合すでに納付済の遊漁料は払い戻しません。)又、その違反の程度に応じて違約金等を徴収することがあります。

## ぜひ知っておきたい「国・県のきまり」のあらまし

※1. 水産動物に有害な物を捨てたり、漏らしたり流すことはできません。

※2. 次にあげた漁具、漁法で水産動物をとることは禁止されています。

○水中に電流を通じてする漁法

○びんづけ(セルロイド製、陶器製、その他これらに類するものによる場合を含む)

○水中銃を用いてする漁法

※3. 次の期間内はとることは禁止されています。(おいかわ釣による採捕を除きます)

○あ ゆ 1月1日から解禁日前日まで

○あまご 9月10日から解禁日前日まで

○おいかわ(しらはえ) 12月1日から翌年2月末日まで

※4. ※1~※3までの「きまり」と、このほか、愛知県、岐阜県漁業調整規則の「きまり」に違反しますと、6ヶ月以下の懲役か、10万円以下の罰金か、またこれが併科され、そのときの漁獲物、その製品、漁船、漁具で本人が所有し又は所持するものは没収することができ、没収できないものは価格を追徴されますから「きまり」を守るようしましょう。

※5. 水産資源保護法により、爆発物を使用したり、まひさせる漁法、死なせる有毒物の使用により水産動物を採捕することは禁止され、この方法で採捕した水産動物を所持し、又は販売してはならないことに定められています。

※6. ※5の規定に違反しますと、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられますから、御注意下さい。